

(仮称)新城・設楽風力発電事業
計画段階環境配慮書についての
一般の意見の概要と事業者の見解案

2022年3月

中部電力株式会社
株式会社 OSCF

目 次

第1章 計画段階環境配慮書の公告及び縦覧	1
1. 計画段階環境配慮書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間	1
(4) 縦覧者数	2
2. 配慮書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 配慮書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解	15

第1章 計画段階環境配慮書の公告及び縦覧

1. 計画段階環境配慮書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第3条の4の規定に基づき、中部電力株式会社及び株式会社 OSCF（以下、「事業者」という。）は、環境保全の見地からの意見を求めるため、計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）を作成した旨及びその他の事項を公告し、配慮書及び要約書を公告の日から起算して約1か月間の縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

2022年1月18日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞による公告

2022年1月18日（火）付けで、以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。〔別紙1参照〕

- ・中日新聞（朝刊 18面 全三河版）
- ・朝日新聞（朝刊 23面 全県版）
- ・読売新聞（朝刊 28面 愛知県版）
- ・毎日新聞（朝刊 25面 愛知県版）

② インターネットの利用による公表

2022年1月18日（火）付けで、関係市町のウェブサイトに掲載した。

- ・新城市ウェブサイト（2022年1月18日（火）より）
- ・設楽町ウェブサイト（2022年2月1日（火）より）
- ・豊田市ウェブサイト（2022年1月18日（火）より）

上記に加え、事業者ウェブサイト以下に以下の「お知らせ」を掲載した。

- ・中部電力株式会社ウェブサイト（2022年1月17日（月）より）〔別紙2参照〕
- ・株式会社 OSCF ウェブサイト（2022年1月18日（火）より）〔別紙3参照〕

(3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

関係市町の施設6箇所において縦覧を実施した。

事業者のウェブサイトにおいてインターネットの利用により公表した。〔別紙4参照〕

縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間は、次のとおりである。

縦覧場所		縦覧期間	縦覧時間	備考
関係市町の施設	新城市役所 本庁舎2階 環境政策課窓口 (愛知県新城市字東入船 115 番地)	2022年 1月18日 (火) ～ 2022年 2月17日 (木) まで	午前8時30分 ～ 午後5時15分	土曜日、日曜日及び 祝日は除く。
	新城市鳳来総合支所 (愛知県新城市長篠字下り 1 番地 2)			
	新城市作手総合支所 (愛知県新城市作手高里字縄手上 60 番地)			
	設楽町役場 (愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地)			
	豊田市役所 環境センター2階 環境保全課 (愛知県豊田市西町三丁目 60 番地)			
	豊田市下山支所 (愛知県豊田市大沼町越田和 37 番地 1)			
インターネットの利用による公表 中部電力株式会社ウェブサイト (http://www.chuden.co.jp/) 株式会社 OSCF ウェブサイト (http://oscf.co.jp/)			縦覧期間中常時	—

(4) 縦覧者数

① 縦覧者名簿記載者数

縦覧場所において、縦覧者名簿に記載した者の数は、24名であった。

② 配慮書及び要約書を公表したウェブサイトへのアクセス数

当該ウェブサイトへのアクセス件数は（2022年2月17日までの延べ件数）は、1434件であった。

2. 配慮書についての意見の把握

「環境影響評価法」第3条の7の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

2022年1月18日（火）から2022年2月17日（木）までとした。なお、郵送の受付は当日消印有効とした。

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。〔別紙5参照〕

- ①縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ②中部電力株式会社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は、21通（意見の総数は59件）であった。

日刊新聞に掲載した公告内容

○2022年1月18日(火) 掲載

- ・中日新聞(朝刊 18面 全三河版)
- ・朝日新聞(朝刊 23面 全県版)
- ・読売新聞(朝刊 28面 愛知県版)
- ・毎日新聞(朝刊 25面 愛知県版)

お知らせ
環境影響評価法に基づき、「仮称 新城・設楽風力発電事業計画(環境配慮計画)」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称
代表者の氏名
中部電力株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 林 啓吾

二、対象事業の名称
規模
設楽風力最大八六八キロワット
愛知県新城市・設楽町
新城市役所本庁舎二階環境政策課
栗口/新城市農業総合支所/新城市作手総合支所/設楽町役場/豊田市役所環境センター二階
環境保全課/豊田山下支所
令和四年一月十八日(火)から二月十七日(木)正午(初日を除く)八時三十分から十七日(木)まで
電子総覧 https://www.chuden.co.jp/ohkai/kyu/120246_3285.html

三、事業実施想定区域
縦覧の場所

四、縦覧の場所

五、縦覧書の提出
期間
時間
電子総覧

六、縦覧書の提出先
中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー
プロジェクト推進部
風力・太陽光グループ
〒四六一・八六八〇
愛知県名古屋市長区東新町一番地
中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー
プロジェクト推進部
風力・太陽光グループ
〒四六一・八六八〇
愛知県名古屋市長区東新町一番地

七、問い合わせ先
株式会社OSCT
〒一〇五・〇〇〇四
東京都港区新橋三丁目三番十四号
田村ビル八階
電話 〇三・六四五七・九九七九

中部電力株式会社ウェブサイトに掲載したお知らせの内容 (1)

○2022年1月17日(月)より掲載

プレスリリース

愛知県新城市および設楽町における陸上風力発電事業の環境影響評価を開始

2022年01月17日
中部電力株式会社
株式会社OSCF

印刷

記事をシェアする



中部電力株式会社(本社:名古屋市東区、代表取締役社長:林 欣吾)、株式会社OSCF(本社:東京都港区、代表取締役:梅田 明利)は、愛知県新城市および北設楽郡設楽町において、陸上風力発電事業(以下、「本事業」)の開発可能性を検討しており、本日、環境影響評価法に基づき、「計画段階環境配慮書」(以下、「配慮書」)を経済産業大臣、愛知県知事、新城市長、設楽町長および豊田市長へ送付いたしました。

今回送付した配慮書は、環境影響評価法の手続きの一環として、事業の計画段階において、環境保全のために配慮すべき事項について検討した結果を取りまとめたものであり、2022年1月18日から2月17日まで縦覧いたします。

配慮書の縦覧期間中は、配慮書に関するご意見を書面にてお寄せいただくことができますので、詳細は「配慮書の縦覧方法および意見書の提出方法」(別紙)をご参照ください。

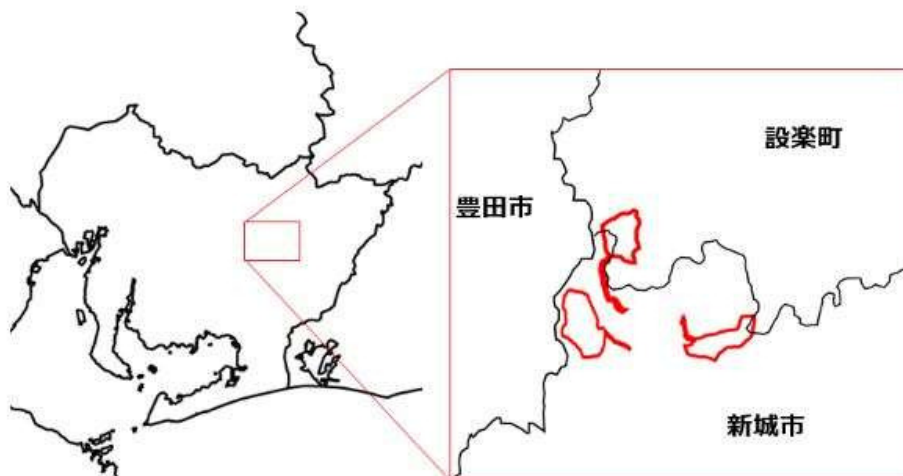
本事業の実現に向けて、地域の方々をはじめとする関係者の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、引き続き、開発可能性の検討を進めていきます。

(仮称) 新城・設楽風力発電事業の概要および環境影響評価の流れ

1 事業計画の概要

事業の名称	(仮称) 新城・設楽風力発電事業
原動力の種類	風力(陸上)
出力	風力発電機の基数: 最大20基 (単機出力: 最大4,300kW程度) 総発電出力: 最大86,000kW
事業実施想定区域	愛知県新城市、設楽町

2 事業実施想定区域



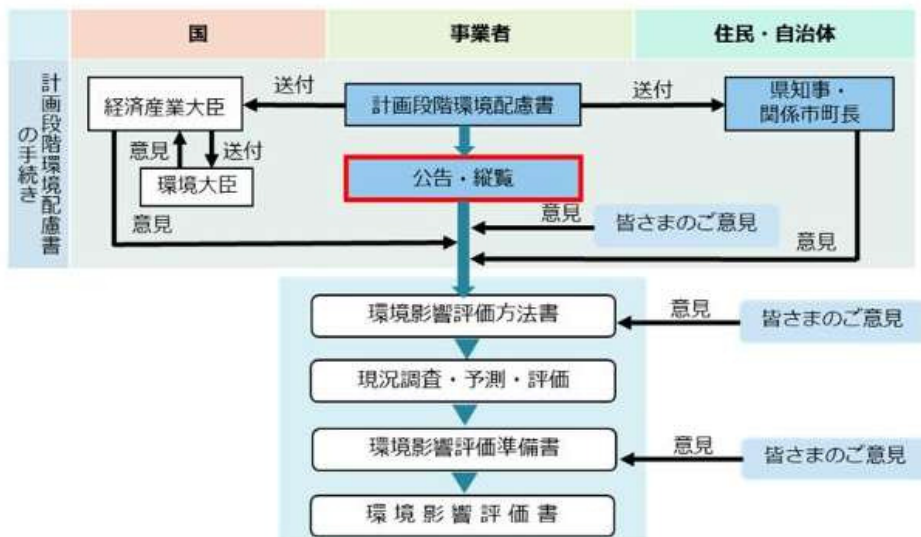
(注) 国土地理院の電子地形図に事業実施想定区域の位置を追記して掲載。

中部電力株式会社ウェブサイトに掲載したお知らせの内容 (2)

3 環境影響評価の流れ

環境影響評価とは、環境に影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の着手前に、環境の現状を調査し、事業の環境への影響を予測および評価を行うとともに、環境の保全に対する措置について検討を行うものです。

今回の配慮書の縦覧は、以下の図の赤枠で示した段階のものであり、今後、経済産業大臣、愛知県知事、新城市長、設楽町長、豊田市長および皆さまのご意見をお聴きした上で、環境影響評価方法書の手続きに反映いたします。



別紙

☑ 配慮書の縦覧方法および意見書の提出方法

以上

別紙

配慮書の縦覧方法および意見書の提出方法

1 配慮書の縦覧方法

(1) 縦覧場所

縦覧場所	所在地	縦覧時間(注)
新城市役所 本庁舎2階 環境政策課窓口	愛知県新城市字東入船115番地	8時30分～17時15分
新城市鳳来総合支所	愛知県新城市長篠字下り蔵1番地2	8時30分～17時15分
新城市作手総合支所	愛知県新城市作手高雲字崎手上60番地	8時30分～17時15分
設楽町役場	愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前14番地	8時30分～17時15分
豊田市役所 環境センター2階 環境保全課	愛知県豊田市西町三丁目60番地	8時30分～17時15分
豊田市下山支所	愛知県豊田市大沼町越田和37番地1	8時30分～17時15分

(注) いずれも土曜日・日曜日・祝日を除く。

中部電力株式会社ウェブサイトに掲載したお知らせの内容 (3)

(2) 縦覧期間

2022年1月18日（火曜日）から2022年2月17日（木曜日）

(3) インターネットによる公表

当社のホームページにおいて2022年1月18日（火曜日）9時から2022年2月17日（木曜日）17時40分までの間、配慮書をご覧ください。

● [2022年1月17日当社お知らせ「（仮称）新築・脱炭素電力発電事業（計画段階環境配慮書）」の電子採覧について」](#)

2 意見書の提出方法

配慮書について環境保全の観点からご意見をお持ちの方は、意見書を縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、または郵送によりお寄せください。

(1) 意見書への記載事項

- 氏名および住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- 意見書の提出の対象である配慮書の名称
- 配慮書について環境保全の観点からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

(2) 意見書の提出期限

2022年2月17日（木曜日）まで（郵送の場合、当日消印有効）

(3) 意見書の郵送先

〒461-8680
名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー
プロジェクト推進部 陸上風力・太陽光グループ

【配慮書に関するお問い合わせ先】

中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー
プロジェクト推進部 陸上風力・太陽光グループ
Tel:052-973-2249
（土曜日・日曜日・祝日は除く、9時から17時30分まで）

株式会社OSCF
Tel:03-6457-9979
（土曜日・日曜日・祝日は除く、9時30分から18時まで）

以上

株式会社 OSCF ウェブサイトに掲載したお知らせの内容 (1)

○2022年1月18日(火)より掲載

2022.01.18

**愛知県新城市および設楽町における
陸上風力発電事業の環境影響評価を開始**

中部電力株式会社（本社：名古屋市東区、代表取締役社長：林欣吾、株式会社 OSCF（本社：東京都港区、代表取締役：梅田明利）は、愛知県新城市および北設楽郡設楽町において、陸上風力発電事業（以下、「本事業」）の開発可能性を検討しており、本日、環境影響評価法に基づき、「計画段階環境配慮書」（以下、「配慮書」）を経済産業大臣、愛知県知事、新城市長、設楽町長および豊田市長へ送付いたしました。

今回送付した配慮書は、環境影響評価法の手続きの一環として、事業の計画段階において、環境保全のために配慮すべき事項について検討した結果を取りまとめたものであり、2022年1月18日から2月17日まで縦覧いたします。

配慮書の縦覧期間中は、配慮書に関するご意見を書面にてお寄せいただくことができますので、詳細は「配慮書の縦覧方法および意見書の提出方法」（別紙）をご参照ください。

本事業の実現に向けて、地域の方々をはじめとする関係者の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、引き続き、開発可能性の検討を進めていきます。

別紙 1  (仮称) 新城・設楽 風力発電事業の概要および環境影響評価の流れ

別紙 2  配慮書の縦覧方法および意見書の提出方法

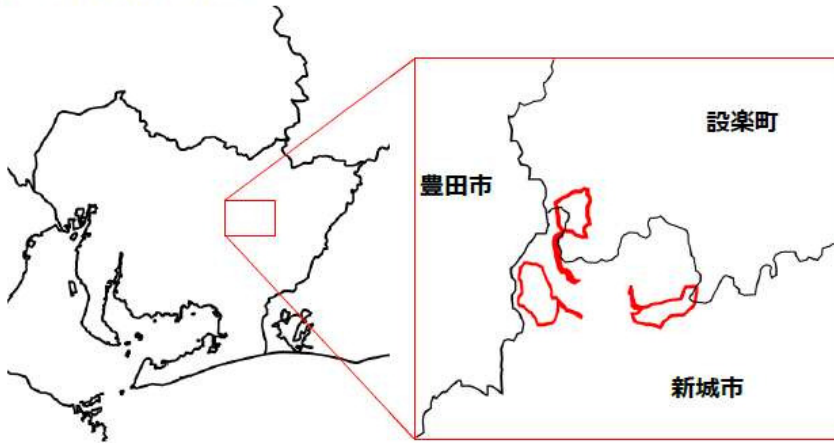
株式会社 OSCF ウェブサイトに掲載したお知らせの内容 (2)

(仮称) 新城・設楽風力発電事業の概要および環境影響評価の流れ

1 事業計画の概要

事業の名称	(仮称) 新城・設楽風力発電事業
原動力の種類	風力 (陸上)
出力	風力発電機の基数：最大 20 基 (単機出力：最大 4,300 kW 程度) 総発電出力：最大 86,000 kW
事業実施想定区域	愛知県新城市、設楽町

2 事業実施想定区域



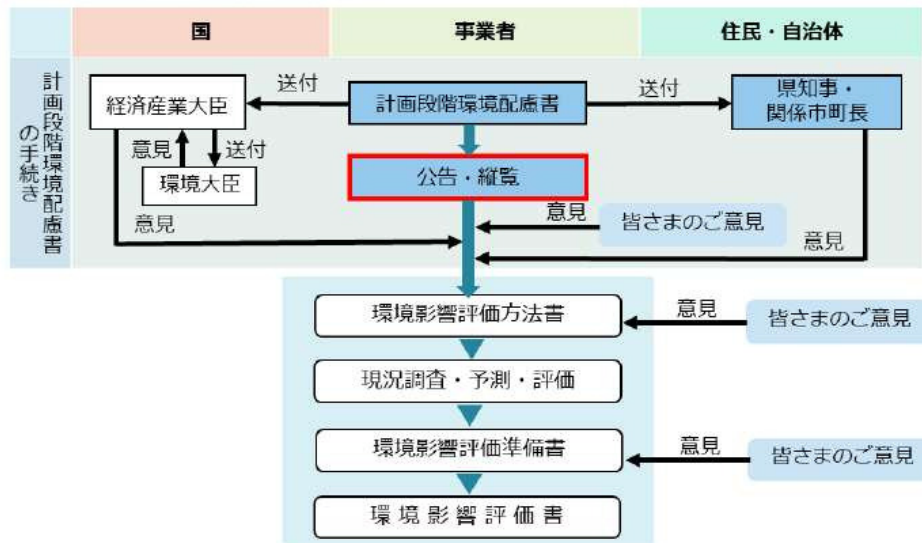
(注) 国土地理院の電子地形図に事業実施想定区域の位置を追記して掲載。

株式会社 OSCF ウェブサイトに掲載したお知らせの内容 (3)

3 環境影響評価の流れ

環境影響評価とは、環境に影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の着手前に、環境の現状を調査し、事業の環境への影響を予測および評価を行うとともに、環境の保全に対する措置について検討を行うものです。

今回の配慮書の縦覧は、以下の図の赤枠で示した段階のものであり、今後、経済産業大臣、愛知県知事、新城市長、設楽町長、豊田市長および皆さまのご意見をお聴きした上で、環境影響評価方法書の手続きに反映いたします。



別紙 配慮書の縦覧方法および意見書の提出方法

以上

<お問い合わせ先>

中部電力株式会社 総務・広報・地域共生本部 報道グループ 052-961-3582

株式会社 OSCF ウェブサイトに掲載したお知らせの内容 (4)

別 紙

配慮書の縦覧方法および意見書の提出方法

1 配慮書の縦覧方法

(1) 縦覧場所

縦覧場所	所在地	縦覧時間※
新城市役所 本庁舎 2 階 環境政策課窓口	愛知県新城市字東入船 115 番地	8:30 ~17:15
新城市鳳来総合支所	愛知県新城市長篠字下り箆 1 番地 2	8:30 ~17:15
新城市作手総合支所	愛知県新城市作手高里字繩手上 60 番地	8:30 ~17:15
設楽町役場	愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地	8:30 ~17:15
豊田市役所 環境センター2 階 環境保全課	愛知県豊田市西町三丁目 60 番地	8:30 ~17:15
豊田市下山支所	愛知県豊田市大沼町越田和 37 番地 1	8:30 ~17:15

※いずれも土曜日・日曜日・祝日を除く。

(2) 縦覧期間

2022 年 1 月 18 日 (火) から 2022 年 2 月 17 日 (木)

(3) インターネットによる公表

当社のホームページにおいて 2022 年 1 月 18 日 (火) 9 時 00 分から 2022 年 2 月 17 日 (木) 17 時 40 分までの間、配慮書をご覧いただけます。

https://www.chuden.co.jp/publicity/topics/1207416_3285.html

株式会社 OSCF ウェブサイトに掲載したお知らせの内容 (5)

2 意見書の提出方法

配慮書について環境保全の観点からご意見をお持ちの方は、意見書を縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、または郵送によりお寄せください。

(1) 意見書への記載事項

- 氏名および住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- 意見書の提出の対象である配慮書の名称
- 配慮書について環境保全の観点からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

(2) 意見書の提出期限

2022年2月17日（木）まで（郵送の場合、当日消印有効）

(3) 意見書の郵送先

〒461-8680

名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー

プロジェクト推進部 陸上風力・太陽光グループ

【配慮書に関するお問い合わせ先】

中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー

プロジェクト推進部 陸上風力・太陽光グループ

電話番号 052-973-2249

（土曜日・日曜日・祝日は除く、9:00 から 17:30 まで）

株式会社 OSCF

電話番号 03-6457-9979

（土曜日・日曜日・祝日は除く、9:30 から 18:00 まで）

以 上

中部電力株式会社ウェブサイトに掲載した配慮書の内容

○2022年1月18日（火）から2022年2月17日（木）まで掲載

お知らせ

「（仮称）新城・設楽風力発電事業 計画段階環境配慮書」の電子縦覧について

2022年01月18日
中部電力株式会社
株式会社OSCF

記事をシェアする



「（仮称）新城・設楽風力発電事業 計画段階環境配慮書」（以下、「配慮書」）およびこれを要約した書類（以下、「要約書」）を、環境影響評価法に基づき、以下のとおり公表いたします。

配慮書および要約書は、2022年1月18日（火曜日）から2月17日（木曜日）まで閲覧することができます。なお、印刷およびダウンロードによる閲覧はできません。

個人の私的利用等著作権法によって認められた場合を除き、著作権者およびその他の権利者の許諾を得ることなく、複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの転載などを行うことは著作権法違反になる場合がありますのでご注意ください。

[🔗 表紙・目次](#)[🔗 第1章 第一種事業を實施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)[🔗 第2章 第一種事業の目的及び内容](#)[🔗 第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況（自然的状況）](#)[🔗 第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況（社会的状況）](#)[🔗 第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果](#)[🔗 第5章 計画段階環境配慮書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)[🔗 要約書](#)

意見書の提出

配慮書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、2022年2月17日（木曜日）までに、意見書を縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投入くださるか、または郵送（当日消印有効）により問い合わせ先へお寄せください。

意見書の様式は下記からもダウンロードできます。

[📄 意見書様式（PDF形式） \[PDF: 243KB\]](#)[📄 意見書様式（WORD形式） \[PDF: 18KB\]](#)

お問い合わせ先（意見書の郵送先）

中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー プロジェクト推進部 陸上風力・太陽光グループ
〒461-8680 名古屋市東区東新町1番地
Tel: 052-973-2249（土曜日・日曜日・祝日を除く9時から17時30分まで）

以上

第2章 配慮書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第3条の7の規定に基づき、配慮書について受け付けた意見書は21通、意見は59件であった。

配慮書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

配慮書について述べられた意見の概要と事業者の見解

意見の概要	事業者の見解案
<p>1 * 印刷・ダウンロードができるように 中部電力が公表した2020年8月25日の「(仮称)あつみ第二風力発電事業 計画段階環境配慮書」については、「配慮書および要約書は、2020年8月25日(火曜日)から9月24日(木曜日)まで閲覧することができます。なお、印刷およびダウンロードによる閲覧はできません。」そして、閲覧期間後はWEB上から消去された。県環境影響評価審査会 知多火力発電所部会 会議録(2020年11月20日)でも、【田代委員】が「インターネットにおける閲覧中は、Webにアクセスし続ける必要があり、利便性が低い。住民意見を取り込むような形で改善していただきたい。」と発言し、【大石部会長】も「私からも事業者に協力をお願いしたい。」と念押しされている。</p> <p>また、中部電力から事業を引き継いだJERAが公表した2020年10月6日の「知多火力発電所7,8号機建設計画 計画段階環境配慮書」の送付および縦覧の開始については、「「配慮書」および「配慮書[要約書]」は、...期間中のみご覧いただけます。ファイルは閲覧のみとさせていただきます。印刷やダウンロードはできません。」とある。そして閲覧期間後はWEB上から消去されている。</p> <p>今回の中部電力が公表した2022年1月18日の「(仮称)新城・設楽風力発電事業 計画段階環境配慮書」については、今までと同じ「印刷およびダウンロードによる閲覧はできません」という表現のままである。</p> <p>印刷やダウンロードができないため、別箇所ではどう書いてあったか確認する作業は、いちいちページを閉じて、新しいページを開く必要があり、時間もかかり、非常に手間をとる。いろいろ検討して意見を出すなど言わんばかりである。期間後消去されるため、その前の環境影響評価図書ではどう記述してあったか確認も出来ない。</p> <p>こうした些末なことで、住民意見を聞く気がないなどの批判を受けないように、即刻ダウンロードでき、印刷できる設定とし、期間後も評価書閲覧までは消去しないようにすべきである。今後の方法書、準備書、評価書についても同様にすべきである。</p>	<p>今後、配慮書の概要をまとめた「あらまし」を当社ウェブサイトに掲載し、縦覧期間後も閲覧及び印刷可能とし、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めます。</p>

意見の概要	事業者の見解案
<p>2 * 発電事業の秘密主義に知事の果敢な措置を 他の環境影響評価事業では全て印刷・ダウンロードができるが、発電事業だけがこうした秘密主義をとっている。その理由は、2013年8月6日の西名古屋火力評価書で「図書の無断複製、無断引用等の著作権や知的財産に関する問題が生じないように留意する必要がある」であったが、批判を受け、2016年12月22日武豊火力準備書では「目的外利用」に変わった。準備書での見解は“当社が「著作権」を有しており…目的以外での利用を防止するため…コピーや印刷は不可とさせて頂きました。…目的外利用の例としましては、環境影響評価図書のノウハウ集の発行や、環境影響評価図書の図面・地図等の無断複製、引用等を懸念しております。”とあるが、目的外利用の具体的事例があったのなら示すべきとの意見には明確に答えていない。なお、著作権侵害により名誉棄損や金銭被害があれば、著作権者として事業者が侵害行為の差止・損害賠償・名誉回復・不当利得の返還の措置の請求をすればよく、また、侵害者を処罰したければ告訴する制度になっており、余分な心配をして住民の意見書作成目的を妨害するような「ダウンロード不可」「印刷不可」という姿勢の継続をやめるべきである。と指摘した</p> <p>このため、2017年6月28日の武豊火力準備書に対する知事意見では「計画段階環境配慮書及び環境影響評価方法書に対する知事意見でも述べたように、インターネットの利用により公表する評価書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。」であったが、この知事意見は無視された。</p> <p>このように、3回にわたり知事意見をも無視するような企業は、悪質事業者としか言いようがなく、こうした事業者が新たに事業を行うこと自体が問題であると言わざるを得ない。こうした悪質な態度は改め、閲覧中の配慮書はもちろん、今後の方法書、準備書、評価書での縦覧方法を改善すべきである。</p> <p>知事として、知事意見は無視するような行為については、その後の手続きを凍結するなどの条例解釈を定め、断固たる措置をとることを求める。</p>	<p>今後、配慮書の概要をまとめた「あらまし」を当社ウェブサイトに掲載し、縦覧期間後も閲覧及び印刷可能とし、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めます。</p>
<p>3 * せめて縦覧期間終了後の環境影響評価図書の公開を 印刷もダウンロードもできず、単に縦覧できるだけとしても、縦覧期間が過ぎても見られるようにすべきである。それは、すぐにできることである。環境省は、法に基づく縦覧期間が終了した環境影響評価図書について、事業者の協力を得て掲載することとし、印刷・ダウンロードはできないが、すでに、(仮称)大高山風力発電事業(準備書)、伊万里市における風力発電事業(配慮書)、(仮称)中紀第二ウィンドファーム事業(配慮書)、(仮称)たびと中央ウィンドファーム(配慮書)、(仮称)八幡浜ウィンドファーム(配慮書)、五島市沖洋上風力発電事業(評価書)、(仮称)新岩屋ウィンドパーク事業(準備書)、(仮称)新むつ小河原ウィンドファーム事業(準備書)(仮称)えりも風力発電事業(方法書)などが、環境影響評価情報支援ネットワークに公開されている。中部電力も積極的に環境省の施策に協力すべきである。 http://www.env.go.jp/policy/assess/3-2search/tosholist/index.html</p>	<p>今後、配慮書の概要をまとめた「あらまし」を当社ウェブサイトに掲載し、縦覧期間後も閲覧及び印刷可能とし、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めます。</p>

意見の概要	事業者の見解案
<p>4 * 事業者間の関係はどうか</p> <p>今回の、事業者として、中部電力株式会社と、株式会社 OSCF と 2 社が記載してあるが p1、両者の関係はどうなるのか。それぞれの株式の所有割合、役員の派遣・重任、それぞれの事業内容・実績、今回の事業の分担などを示し、株式会社 OSCF(one step to change the future)が中部電力株式会社の子会社なのか、独立した機能を持つ会社なのかを証明すべきである。</p> <p>“株式会社 OSCF はこれまでの陸上風力や太陽光発電事業で培った経験・知見を基に再生可能エネルギーの開発を推進しており、安全で持続可能な社会の実現に向け、地域と一体となった取り組みを進めている。” p3 とあるが、株式会社 OSCF は、2015 年 7 月設立、2019 年 9 月にホームページを公開しており、それによれば、事業内容は再生可能エネルギー発電所についての地点探索・地点開発・基本設計・事業性評価・詳細設計・契約に関するアドバイス・施工管理・保守計画立案・アセットマネジメントであり、福井県あわら沖の洋上風力発電配慮書（中部電力、北陸電力、OSCF）、2019 年 7 月福井県で（仮称）鉢伏山風力発電配慮書（中部電力、OSCF）を公表し、最近中部電力等と共同で風力発電を始めただけで、それ以前の実績は不明である。特に「太陽光発電事業」の実績、「地域と一体となった取り組み」という内容が愛知県ではあるのか（本社は東京都である。）が不明である。</p> <p>また、株式会社 OSCF のホームページでは、配慮書の縦覧開始だけが公表され、配慮書そのものは分からない。共同事業者という以上、配慮書を載せるか、せめて中部電力が公表している配慮書にアクセスできるようにすべきである。</p>	<p>中部電力株式会社及び株式会社 OSCF の間に出資関係等はございません。</p> <p>各社は本事業に関し、それぞれの「強み」を活かした役割を担っていくことになります。</p> <p>中部電力は、中部エリアにおいて陸上風力発電事業を開発・運営しており、陸上風力開発に関する知識・ノウハウを活かして本事業を推進していきます。</p> <p>OSCF は、再生可能エネルギーのコンサルタント業務に関する豊富な実績を有しており、本事業でも調査・設計や法令対応におけるコンサルティングの役割を担っていきます。</p> <p>また、配慮書の縦覧に際して、株式会社 OSCF のホームページに、中部電力株式会社で公表している配慮書へのリンクを設定しました。</p>
<p>5 * 地元市町の再エネへの姿勢は正確に</p> <p>“事業対象地である新城市、設楽町においては、「2030 年の電力消費量の 30%を再生可能エネルギーでまかなうため、再生可能エネルギーによる発電電力量を 2013 年の約 6 倍とする（新城市エネルギービジョン）」、「自然資源を活かしたエネルギーの効率的な活用に積極的に取り組む（設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例）」との姿勢がしめされている。” p3 とあるが、新城市エネルギービジョンは、図で見るように、2013 年の再エネ量がほとんどゼロに近いので、ちょっと再エネ発電量を追加すれば、2013 年の 6 倍になるし、再エネは、太陽光、水力、バイオマス、地熱と多様であり、風力に限定したわけではない。</p> <p>また、設楽町の基本条例では、第 3 条（基本理念）で「再生可能エネルギーの積極的な活用に努める」とはあるが、第 6 条（再生可能エネルギー事業者の役割）で「再生可能エネルギー事業者は、<u>地域が有する資源及び環境に配慮しつつ</u>、その活用に努めるものとする。」とあり、再生可能エネルギーなら何でも OK というわけではない。</p> <p>新城市、設楽町の再エネへの姿勢を極端に風力発電を歓迎しているわけではないことも追記すべきである。</p>	<p>本事業は再生可能エネルギーの普及拡大に寄与するものであり、地域が有する資源及び環境に配慮しつつ、関係行政との協議を行い、事業の開発可能性検討を進めていきます。</p>

意見の概要	事業者の見解案
<p>6 * 複数案はあまりにも安易 複数案の設定について“事業実施想定区域は…搬入路、土捨場等を含めるよう広く設定している。…今後…必要に応じて絞りこんでいく計画である。このような検討の進め方は「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」…「区域を広めに設定するタイプの複数案は、位置・規模の複数案の一種とみなすことができる。」とされている。” p17 とあり、たしかに「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」にそうした記述はあるが、「例：線の事業において、ルートを一定以上の幅をもって示す方法や、点的事業や面的事業において、必要な事業面積よりも広い区域を示しておき、その範囲の中で実際の事業実施区域を絞り込んでいく方法など」と説明があるように、必要面積より十分広い区域を示すことが前提である。北側の約 1km²、南西側と南東側にそれぞれ約 2km² と、3 地区で計約 5km² を事業実施想定区域 p5 としているが、最大 4,300kw の発電機最大 30 基を設置 p18 するのに、実際の事業実施区域を絞り込む余裕があるとは思われない。これを複数案の一種とみなすのはあまりにも安易である。 そもそも、現時点での事業実施想定区域の面積を 3 か所ごとに示すべきである。</p>	<p>現時点では、地権者や関係行政機関等との交渉、許認可等を進めている段階であり、具体的な配置計画が未定であることから、「配置・構造に関する複数案」は設定しておりません。 事業実施区域は、今後の環境影響評価手続の中で、環境影響の回避・低減を考慮して、必要に応じて絞り込んでいく計画です。 なお、事業実施想定区域の面積の内訳は、北側エリアが約 1.4km²、西側エリアが約 3.2km²、東側エリアが約 1.8km² です。</p>
<p>7 * 複数案のゼロ・オプションを設定すべき “本事業は、風力発電事業の実施を目的としており、ゼロ・オプションの検討は現実的ではないと考えられることから…ゼロ・オプションを設定しない。” p17 とあるが、“現実的ではない”の理由がわからない。発電所アセス省令では「(構造等に関する複数案の設定) 第3条 計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種事業に係る発電設備等の構造若しくは配置、第一種事業を実施する位置又は第一種事業の規模に関する複数案を適切に示すものとする。2 前項の規定による構造等に関する複数案の設定に当たっては、第一種事業を実施しない案を含めた検討が現実的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。」と明記してある。 すでに稼働している各地区の風環境のもとでの稼働状況、発電量から得られた収入を、初期投資、年間維持費などと比較し、大型化した高効率の 30 基の発電が可能かどうかをまず示すべきである。むしろゼロ・オプション（この地区の風力発電の撤退）の複数案も含めて検討すべきである。</p>	<p>ゼロ・オプションについて、当社の考えは配慮書に示すとおりです。方法書以降の手続きにおいて、適切な環境保全措置を検討していきます。</p>

意見の概要	事業者の見解案
<p>8 * 安全対策を追加すべきである。</p> <p>風力発電機の概要 p17 が示されているが、台風（強風を含む）・地震・津波による揺れ、倒壊などの問題について、環境影響評価の対象項目外とはいえ、構造、耐力を検討し、関係者が安心するように対応すべきである。</p> <p>検討対象地エリアの設定で“地上高 70m における年平均風速が 6m/s 以上の好風況が見込まれる区域である。” p9 とある以上、ローターの最大高さ 145～200m p18 ではもっと風速が大きくなり、強風による倒壊の恐れも多くなる。</p> <p>現に、日本で台風、強風、落雷による塔の倒壊や羽根（ブレード）の破損が発生している。安全対策を記載した 1 項目を設けるべきである。</p> <p>また、2018 年の「台風 20 号の影響で北淡震災記念公園（兵庫県淡路市小倉）横の風力発電用の風車が倒壊。風車は風速 60m まで耐えられる構造で、強風時には羽根の角度を変えて風を逃がすことができる。担当者は「(角度を変える) 安全装置は使える状態にあった」としているが、倒壊時に角度が変わっていたかは「不明」という（産経新聞 2018.8.28)。」</p> <p>2020 年度は、7 月豪雨、台風 9 号及び 10 号により、九州各地を中心に再エネ発電設備の事故が発生。2020 年 9 月には鹿児島 南さつま市では、風力発電施設の羽根折れると、NHK のヘリコプターから撮影した映像が放映された。「複数立ち並んでいる風力発電施設のうち 1 基では、3 枚の羽根のうち、2 枚が折れている。」という状況なども調査し、記載すべきである。(NHK NEWSWEB 2020 年 9 月 7 日 12 時 38 分)</p>	<p>「環境影響評価法」(平成 9 年法律第 81 号)における環境影響評価は、事業者自らが事業の実施に伴う環境影響を事前に調査、予測及び評価することを通じ、環境保全対策を講じる等、事業計画を環境保全上、より望ましいものとしていくものであり、設備の安全性や災害による評価は含まれていません。</p> <p>設備の安全性確保に当たっては、今後の設備設計、許認可手続きの中で、「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号)を始めとした関係法令等を遵守した設備設計や運用方法について検討していきます。</p>
<p>9 * カットイン・カットアウト風速などを明記すべき</p> <p>風力発電機の概要 p17 で、定格出力 4,300kW・最大 20 基、ブレード枚数 3 枚、ローター直径約 120m、ハブ高さ約 85～135m) と、その巨大さをうかがわせるが、定格回転数、カットイン風速、カットアウト風速などを明記すべきである。定格回転数により、発生する低周波音の基本周波数が判明するし、カットイン風速、カットアウト風速を年間の風速分布と照らし合わせて、騒音、低周波音が発生する総時間、発電可能時間（販売電力量）が判明するため、重要な施設要素である。</p> <p>特に検討対象地エリアの設定を“地上高 70m における年平均風速が 6m/s 以上”としているため、計画している風力発電機のハブ高さ約 85～135m では、カットアウト風速を超える場合が多くなり、発電可能時間が少なすぎる恐れがあるため、配慮書段階でしつかり検討すべきである。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、定格回転数、カットイン風速、カットアウト風速等の環境影響評価図書への記載について、検討していきます。</p>
<p>10 * 騒音苦情は、全国の風力発電からの苦情を追加調査すべき</p> <p>騒音に係る苦情の発生状況 p28 は、「公害等に関する苦情件数等調査結果」から愛知県内の状況を 5 年間だけが紹介され、2019 (R1) 年度は新城市で 5 件の騒音苦情があったと表面的なことしかないが、その発生源で風力発電所に含まれていないか、低周波音は含まれていないかなどを過去 10 年間ぐらいは調査すべきである。</p> <p>また、低周波音を含む風力発電の特殊性から、全国の風力発電からの苦情を調査すべきである。「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(環境省 2013 年)では「騒音・超低周波音の苦情発生状況 (389 か所の風力発電所のうち 64 か所：環境省アンケート 2010 年 4 月時点、定格出力 2000Kw 以上は 56%)」p17 なども追記すべきである。</p>	<p>全国の風力発電の騒音・低周波音に係る苦情に関する調査の実施については、方法書以降の手続きで検討していきます。</p> <p>また、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」の P17 の追記についても、方法書以降の手続きで、検討していきます。</p>

意見の概要	事業者の見解案
<p>11 * 水質汚濁の苦情の内容を記載すべき “水質汚濁に係る苦情の発生状況 p28 は、「公害等に関する苦情件数等調査結果」から愛知県内の状況を 5 年間だけが紹介され、2019 (R1) 年度は新城市で 13 件の騒音苦情があったと表面的なことしかないが、河川水の代表的指標の BOD が巴川の 75%値で 1.0mg/l 以下、健康項目もすべて環境基準に適合という良好な状況の中で、なぜ、これだけ水質汚濁に係る苦情があるのかを分析し記載すべきである。造成工事に伴う排水や掘削土からの浸出水が原因ではないか。</p>	<p>「新城市の環境」によれば、2015～2019 年度における公害、苦情等の申し出の水質汚濁に関するものの内訳は、交通事故等による油の流出が多数を占めていたと記載されております。</p>
<p>12 * 蛇紋岩からアスベスト飛散しない対応を 三河山間部は、蛇紋岩が分布している地域である。蛇紋岩は地質的に脆弱な地質構造線や断層構造に沿って広く分布する。含水鉱物であるため風化作用を受けやすく、もろくて崩れやすい性質がある。特に新城市中宇利丸山は蛇紋岩地帯特有の植生によって愛知県天然記念物に指定されている。蛇紋岩には、ご承知と思いますが、アスベストが含まれている。したがって、工事過程で、地質調査をしっかりとし、蛇紋岩を破碎し、アスベストが飛散しないように対応することが求められる。この件について、配慮書の地質の状況 p41 には記載されていないが、明確に記載すべきである。また、表層の地質と表層の土壌しか記載していないが、地質構造線、断層の存在についても記載すべきである。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、断層等の環境影響評価図書への記載について、検討していきます。</p>
<p>13 * バードストライク等の全国状況を追加調査すべき 既存資料によれば、重要な鳥類が 66 科 144 種 p56、事業予定地の東側はコウモリが分布し p60、イヌワシ、クマタカが生息し p63、サシバ、ハチクマ、ノスリの渡り経路 p68,69,70 が存在し、さらには、昆虫類の重要な種が 144 種 p56 と存在しており、これらの動物が風車の羽根に衝突するバードストライク、風車の忌避行動等について、全国的な状況を調査および、東三河地域での既設風力発電所での実績を配慮書段階で調査し、その概要を追加し、季節別回数、鳥類名等を示すべきである。 なお、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(環境省 2013 年)では、アンケート調査では定格出力 2000Kw 以上は 39%と高くなっている p20 ことを参考に、方法書ではバードストライク等の予測をすべきである。</p>	<p>バードストライク等への影響については、今後、現地調査を実施し、必要に応じ専門家等の指導・助言を踏まえて環境影響の予測を行い、影響を回避、低減するよう環境保全措置を検討していきます。</p>
<p>14 * 重要な種が事業実施想定区域にあれば、そこでの計画断念を 植物の重要な種が 97 科 370 種 p82 も事業実施想定区域(搬入路を含む)に存在するので、具体的な事業地の選定時に、その存在を明らかにし、伐採等により消失する恐れがあるようなら、移植するという姑息な手段ではなく、そこでの計画を断念することがもっとも常識的である。</p>	<p>植物の重要な種の分布・生育情報については、今後、現地調査を実施し、必要に応じ専門家等の指導・助言を踏まえて環境影響の予測を行い、影響を回避、低減するよう環境保全措置を検討していきます。</p>
<p>15 * 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」を追加すべき 騒音の規制基準等 p125～128 では、騒音規制法の工事騒音、建設作業騒音、自動車騒音の要請限度を説明しているだけだが、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省 2017 年 5 月 27 日)を追記し、分かりやすくすべきである。また、それとの整合性も評価することとし、残留騒音の意味、指針値は残留騒音+5dB、ただし、下限値 40dB (静穏を要する地域は 35dB) などを説明すべきである。 すでに、2020 年 08 月 25 日から縦覧された「あつみ第二風力発電事業 計画段階環境配慮書」への意見でこうした指摘をし、次の段階の方法書で、騒音：施設の稼働：評価の手法：(2)国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討で、“環境基準及び風力発電施設から発生する騒音に関する指針”(環境省 2017 年)に定められた指針値との整合性が図られているか検討する。”と明記しており、事業者の中部電力はこうした事情を充分承知しているはずである。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、2017 年)の記載について、検討していきます。</p>

意見の概要	事業者の見解案
<p>16 * 土砂災害の恐れがある区域での計画断念を 土砂災害危険個所の指定で、3か所の事業実施想定区域のうちの1か所、南東側は、ほとんど全面が土石流危険渓流に指定されており p152、このような急斜面で無理な工事をしてはならない。配慮書でこのような区域を候補に選定すること自体が間違いである。</p>	<p>今後の調査及び設計に基づき、関係機関と協議を行い、事業計画を検討していきます。</p>
<p>17 * 保安林をつぶす事業計画の再検討 保安林の指定状況が記載 p149 してあるが、3か所の事業実施想定区域のうちの2か所、北側及び南東側は、それぞれ半分程度が保安林に指定されているので、保安林解除の条件を調査すべきである。 森林法第26条（解除）では、「指定の理由が消滅したとき…解除しなければならない。」または「公益上の理由により必要が生じたときは…解除することができる。」としているが、最終改正：平成29年3月29日 林整治第2541号では、第2保安林の解除について、「2 公益上の理由：…「公益上の理由により必要が生じたとき」とは、保安林を次に掲げる事業の用に供する必要が生じたときとするものとする。 ア 土地収用法その他の法令により…、国等が実施するもの…これには該当しない イ 国等以外の者が実施する事業のうち、別表3に掲げる事業に該当するもの（別表3 国等以外の者が実施する事業 17 発電用施設周辺地域整備法（規定する発電用施設：法の定義では、原子力発電、水力発電、地熱発電、火力発電施設（沖縄県の区域に設置されるものに限る。）、核燃料物質の再処理施設）。…風力発電施設は公益上の理由による保安林解除はできない。 ウ ア又はイに準ずるもの こうしたことから、保安林の解除はありえない。このため知事も田原中山風力発電書の配慮書（2019年11月19日）でも、方法書（2020年7月22日）への意見で、事業計画の再検討を求めているはずである。</p>	<p>今後、保安林の解除等について関係機関と協議を行い検討していきます。</p>
<p>18 * 騒音・超低周波音の定量的予測を 騒音・超低周波音の予測手法は“配慮が特に必要な施設及び住宅等を抽出し、…位置関係（距離）及び分布状況を整理することにより…影響を予測した。” p160 というだけであり、騒音レベルの簡便な予測さえ行っていない。配慮書を作る前から分かり切っていることが書いてあるだけではいけない。 風力発電機の概要 p17 が分かれば、その製品仕様で騒音及び低周波音の発生強度が分かるはずである。例えば、トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業 環境影響評価準備書（2018年9月）では、風力発電機の周波数帯別音圧レベルが表のように公表された。 この騒音・低周波音の発生強度（パワーレベル）と、調査した住宅等までの距離により、簡便な騒音・低周波音の予測が可能であるため予測をすべきである。無理でも、既設の風力発電機からの騒音及び低周波音は周辺での測定値があるはずであり、それを指針値と比較して評価すべきである。</p>	<p>今後の事業計画において、風力発電機の選定を行うとともに、方法書以降の手続きにおいて、騒音・低周波音の定量的な予測及び評価について、検討していきます。</p>

意見の概要	事業者の見解案
<p>19 * 騒音・超低周波音の予測結果は重大な影響</p> <p>騒音・超低周波音の予測結果として“風力発電機の配置によっては、住宅等へ風力発電機からの騒音及び超低周波音による影響が生じる可能性がある”と予測する。” p166 としているが、評価結果は“複数の風力発電機設置想定範囲に囲まれている住宅等が存在するため、風力発電機の配置によっては、住宅等へ風力発電機からの騒音及び超低周波音による重大な影響が生じる可能性がある。” p166 というものであり矛盾している。評価結果のとおり、予測結果も重大な影響が生じる可能性があるとして修正すべきである。そもそもこうした判断は“計画段階配慮事項の評価手法の判断基準” p162 にも「影響が生じる」だけと判断する欄はなく「重大な影響がない」、「重大な影響が生じる可能性がある」、「重大な影響がある」の3分類となっている。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、騒音・低周波音の定量的な予測・評価について、検討していきます。</p>
<p>20 * 騒音・低周波音の評価結果は希望的観測</p> <p>評価結果は“騒音及び低周波音による重大な影響が生じる可能性がある”と予測する。” p166 としながら、“今後の環境影響評価手続きにおいて、特に複数の風力発電機に囲まれる住宅等からの距離に留意して風力発電機の機種、基数や配置計画等を検討し、騒音及び低周波音の定量的な予測を行い、適切な環境保全措置を検討することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性がある”と評価する。” p166 と、希望的観測を表明しているにすぎない。</p> <p>“適切な環境保全措置を検討する”といいながら、環境保全措置として挙げられているのは、機種、基数、配置計画だけであり、これだけでは適切な環境保全措置とならないことは“定量的な予測”をすれば明らかとなる。</p> <p>なお、この文章が他の項目（風車の影 p168、動物 p176、植物 p186、生態系 p191、景観 p201）でも必ず記載してあるが、それぞれ、適切で可能な環境保全措置の検討をし、その結果を記載すべきである。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、騒音・低周波音の定量的な予測・評価について、検討していきます。</p>
<p>21 風車の影の定量的予測</p> <p>風車の影の予測結果は、騒音・超低周波音と同じで、発電機からの距離別に何戸あるかというだけであるが p166、風車の影の定量的な予測をすべきである。配慮書を作る前から分かり切っていることが書いてあるだけではいけない。</p> <p>事業実施想定区域の位置、高度は大まかに決まっているので、最悪状態の冬至の日影などはすぐ予測できるはずであり、原則は日照障害の予測手法で、$h = \sin^{-1}(\sin \phi \cdot \sin \delta + \cos \phi \cdot \cos \delta \cdot \cos t)$、$A = \sin^{-1}(\cos \delta \cdot \sin t / \cos h)$、$L = H \cdot \cot h$ などの基本式により、風車の影を予測できる。この作業さえ実施せず、騒音と全く同じ論理で予測結果を記載するのは配慮書とは言えない。風車の影は、予測手法は日照時間と同じであるが、対象時間は建築基準法で 8～16 時と限定されていることに比べ、風車の影は日の出から日没まで長時間の影響がある。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、風車の影の定量的な予測・評価について、検討していきます。</p>
<p>22 * 風車の影の予測結果は重大な影響</p> <p>風車の影の予測手法は、騒音・超低周波音と全く同じで“配慮が特に必要な施設及び住宅等を抽出し、…位置関係（距離）及び分布状況を整理することにより…風車の影の影響を予測した。” p167 というだけであり、風車の影の予測さえ行っていない。予測結果として“風力発電機の配置等によっては、住宅等へ風車の影による影響が生じる可能性がある”と予測する。” p167 としているが、評価結果は“風力発電機の配置によっては、住宅等へ風車の影による重大な影響が生じる可能性がある。” p168 というものであり矛盾している。評価結果のとおり、予測結果も重大な影響が生じる可能性があるとして修正すべきである。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、風車の影の定量的な予測・評価について、検討していきます。</p>

	意見の概要	事業者の見解案
23	<p>＊ 風車の影の評価結果は希望的観測</p> <p>“風車の影の影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、住宅等からの距離に留意して風力発電機の機種、基数及び配置計画等を検討し、風車の影の<u>定量的な予測</u>を行い、<u>適切な環境保全措置を検討</u>することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性がある」と評価する。” p168 とあるが、これは環境影響評価の手続きを書いただけである。まず適切で可能な環境保全措置の検討をし、その結果を記載すべきである。環境保全措置として挙げてあるのは、機種、基数、配置計画だけであり、これだけでは適切な環境保全措置とならないことは“定量的な予測”をすれば明らかとなる。風車の影（シャドーフリッカー）が生じる早朝や夕方などの時間帯に風車の稼働を一時的に停止する。などの環境保全措置を講ずることを例示すべきである。</p> <p>また、カナダのように風車の影が年間 8 時間以上となる住宅には、視覚的にさえぎるために、遮光カーテン、シャッター、植栽等を設置するなどの代償措置も例示すべきである。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、風車の影の定量的な予測・評価について、検討していきます。</p>
24	<p>＊ 風車の影の評価基準を</p> <p>“風車の影の影響については…適切な環境保全措置を検討することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性がある」と評価する。” p168 とあるが、予測結果をどの様な基準と比較して評価するかを示すべきである。</p> <p>国内では風車の影についての基準は定められていないことから、風車の影（シャドーフリッカー）について既存文献調査をすべきである。諸外国の調査、予測、評価手法、暴露時間の指針値、環境保全措置などについて配慮書段階では、国内外を含めてしっかりと文献調査をすべきである。</p> <p>海外のガイドラインの指針値「実際の気象条件等を考慮しない場合で、年間 30 時間かつ 1 日 30 分間を超えないこと」（ドイツ：ノルトライン・ヴェストファーレン州）、実際の気象条件等を考慮した場合で、カナダ：オンタリオ州、プリンスエドワードアイランド州では年間 8 時間を超えないこと、デンマークでは年間 10 時間を超えないこと。（出典：風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）、平成 23 年、環境省）などを記載すべきである。</p> <p>少なくとも第 3 章の「3.2.7 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域及びその他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容」 p114～155 に、日影についての海外のガイドラインの指針値を紹介すべきである。</p> <p>なお、風車の影の評価手法が“風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会 報告書（資料編）」（平成 23 年 6 月環境省）に記載されている諸外国の指針値を見ると、例示されているドイツでは、実際の気象条件等を考慮しない場合で、年間 30 時間かつ 1 日 30 分間を超えないこと、実際の気象条件等を考慮する場合で、年間 8 時間を超えないこととなっている。また、デンマークでは実際の気象条件等を考慮する場合で、年間 10 時間を超えないこととあり、実際の気象時間等を考慮する場合は 8～10 時間が指針値とされている。実際の気象条件等を考慮しないというような仮想条件ではなく、実際の気象条件等を考慮して予測を行い、年間 8～10 時間を評価の指針とすべきである。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、風車の影の定量的な予測・評価について、検討していきます。</p>

意見の概要	事業者の見解案
<p>25 * 重要な種への予測結果は重大な影響</p> <p>予測結果で“事業実施想定区域は、「樹林」で占められ…を 生息環境とする重要な種については、地形改変及び施設の存在に伴う直接改変により生息環境が変化する可能性がある と予測する。” p175 とあるが、なぜ、「重大な影響が生じる」ではなく「生息環境が変化する可能性がある」だけとしたのか、理由がわからない。評価結果では“重要な種については、地形改変及び施設の存在並びに施設の稼働に伴う直接改変により地形改変及び施設の存在並びに施設の稼働に伴う直接改変により生息環境が変化し、<u>重大な影響</u>が生じる可能性がある。また、KBA の一部が事業実施想定区域に含まれることから、注目すべき生息地については、地形改変及び施設の存在並びに施設の稼働に伴う直接改変により生息環境が変化し、<u>重大な影響</u>が生じる可能性がある。”、また“コウモリ類及び鳥類については、…<u>重大な影響</u>が生じる可能性がある。” p176 と明記してある。</p> <p>他の項目と同様に、予測結果は「重大な影響が生じる」とすべきである。</p>	<p>予測結果については、程度に関わらず、生息環境が変化 する可能性の有無について記載しています。また、評価結果は、 予測結果及び計画段階配慮事項の評価手法の判断基準に基 づき、記載しています。</p>
<p>26 * 岩壁にはクロツバメシジミが生息している</p> <p>“「岩壁」を生息環境とする重要な種については、生息環境 の分布はないことから、影響は無いと判断する。” p176 とある が、生息環境としての岩壁の調査もない。</p> <p>“事業実施区域及びその周辺における生息の可能性のある重 要な種は、第 4.3-4 表のとおりであり、「岩壁」が 1 種、「樹 林」が 125 種…であった。” p169 として、表には「岩壁」の 1 種は昆虫類の「クロツバメシジミ」と挙げられている p170。 明らかに間違っている。配慮書の修正はもちろん、今後の方 法書段階で重要な種としてクロツバメシジミ及び生息環境と しての岩壁を調査対象とすべきである。</p>	<p>「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドリスト あいち 2020（動物）」（愛知県、2020 年）によれば、クロツバ メシジミの食草は、ツメレンゲであるとされ、ツメレンゲの 生育環境から本種の主な生息環境を「岩壁」としました。本 種の生息環境である岩壁は、事業実施想定区域に分布がない ことから、地形改変及び施設の存在に伴う影響はないものと 予測しました。</p>
<p>27 * ヒアリングした専門家等の所属（専門分野）が不十分</p> <p>ヒアリングした専門家等の専門分野について、コウモリ類 は“民間団体会員”、鳥類は“元民間団体会長”、両生類、爬虫 類は“大学准教授” p174、植物は“元大学教授” p185 とある だけで、曖昧な表現である。</p> <p>環境省の「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」（2013 年 3 月）では「透明性の向上の観点から、ヒアリング対象者の所 属機関の属性（公的機関、大学等）を明らかにすることが望 ましい。」 p37 とされており、少なくとも、民間団体名、大学 准教授の専門分野を明記すべきである。</p> <p>また、コウモリ以外の哺乳類、昆虫についても専門家等の ヒアリングを行うべきである。</p>	<p>透明性の向上の観点及び個人情報保護の観点を考慮し、方 法書以降の手続きにおいて、専門家等の専門分野の記載につ いて検討していきます。</p> <p>計画段階配慮書の作成にあたり、専門家からの客観的かつ 専門的なご意見を頂く必要があると判断した分野について、 専門家へ聞き取りを行いました。</p>
<p>28 * 植物の評価結果は重大な影響</p> <p>予測結果で“事業実施想定区域は、「樹林」で占められ…を 生息環境とする重要な種については、地形改変及び施設の存在 に伴う直接改変により生息環境が変化する可能性がある と予測する。” p185 とあるが、なぜ、「重大な影響が生じる」で はなく「生息環境が変化する可能性がある」だけとしたのか、 理由がわからない。</p> <p>評価結果では“重要な種については、地形改変により息環 境が変化し、<u>重大な影響</u>が生じる可能性がある。” p186 と明記 してある。</p> <p>他の項目と同様に、予測結果は「重大な影響が生じる」と すべきである。</p> <p>“適切な環境保全措置を検討する”といいながら、環境保 全措置として挙げているのは、機種、基数、配置計画だけで あり、これだけでは適切な環境保全措置とならないことは“定 量的な予測”をすれば明らかとなる。適切で可能な環境保全 措置の検討をし、その結果を記載すべきである。</p>	<p>予測結果については、程度に関わらず、生息環境が変化す る可能性の有無について記載しています。また、評価結果は、 予測結果及び計画段階配慮事項の評価手法の判断基準に基 づき、記載しています。</p>

意見の概要	事業者の見解案
<p>29 * 生態系の評価結果は重大な影響</p> <p>生態系の予測結果は“事業実施想定区域においては、保安林、国定公園及び生物多様性保全の鍵になる重要な地域（KBA）が分布しており、直接改変により重要な自然環境のまとまりの場が変化する可能性がある」と予測された。”p191とあるが、評価結果では“事業実施想定区域においては、保安林、国定公園及び生物多様性保全の鍵になる重要な地域（KBA）が分布しており、直接改変及び施設が存在並びに施設の稼働により重要な自然環境のまとまりの場が変化し、重大な影響が生じる可能性がある。” p191 というものであり矛盾している。評価結果のとおり、予測結果も重大な影響が生じる可能性がある」と修正すべきである。（KBA：Key Biodiversity Area）</p> <p>また、予測結果では地形改変による影響の可能性としているだけなのに、なぜ、評価結果では、直接改変及び施設が存在並びに施設の稼働により重大な影響の可能性と断定したかの説明がない。</p> <p>“適切な環境保全措置を検討する”といいながら、環境保全措置として挙げてあるのは、機種、基数、配置計画だけであり、これだけでは適切な環境保全措置とならないことは“定量的な予測”をすれば明らかとなる。</p> <p>なお、この文章が他の項目（風車の影 p168、動物 p176、植物 p186、生態系 p191、景観 p201）でも必ず記載してあるが、それぞれ、適切で可能な環境保全措置の検討をし、その結果を記載すべきである。</p>	<p>予測結果については、程度に関わらず、重要な自然環境のまとまりの場が変化する可能性の有無について記載しています。</p> <p>また、評価結果は、予測結果及び計画段階配慮事項の評価手法の判断基準に基づき、記載しています。</p>
<p>30 * 景観の評価で愛知高原国定公園は事業実施想定区域から除外すべき</p> <p>景観の評価として、“事業実施想定区域には、景観資源の愛知高原国定公園が含まれており、その面積は約 1.78km² であり、施設が存在に伴う景観資源への重大な影響が生じる可能性がある。”p201 とあるが、このように明確な重大影響がある 1.78km² なら、事業実施想定区域から除外しておくべきであり、複数案らしく見せかけるために事業実施想定区域に無理に含み込んだ結果である。</p> <p>南西部の西半部、北部の西 1/3、南東部の北 1/3 は、事業実施想定区域から除外した計画として検討すべきである。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、景観への影響の予測及び評価ならびに環境保全措置について検討していきます。</p>
<p>31 * 景観の評価で主要な眺望点で重大な影響を与える地点は除外すべき</p> <p>“2…三河湖園地”の 1 地点（垂直見込角約 5.5 度）と予測され…「3.田峯城愛知高原国定公園展望施設」においては、垂直見込角が約 4.3 度と予測され…眺望景観への重大な影響が生じる可能性がある。” p201 とあるが、このように、眺望景観へ明確な重大影響がある 2 地点からは、風力発電機設置を断念する環境保全措置をとることを明記すべきである。</p> <p>田原中山風力発電所の配慮書に対する知事意見（2019 年 11 月 19 日）で「騒音及び超低周波音、風車の影並びに景観への影響について…風力発電機の離隔を考慮すると配置を検討する余地がほとんどないと考えられることから、これらの影響が懸念される。…事業計画を再検討すること。」と指摘されたことを忘れたかのような措置とは考えられない。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、景観への影響の予測及び評価ならびに環境保全措置について検討していきます。</p>

意見の概要	事業者の見解案
<p>32 実家が豊邦（笠井嶋）で現在畑（野菜、茶）をやっています 寝耳に水のお話で、突然の出来事で、驚いております 限界集落とは、いえ住民もいます なぜこんな近くに巨大な風力発電を設置するのかあまりに人権無視ではありませんか！ 広い国有林がありますのに、なぜ住民をおびやかすことを計画なさっているのでしょうか 人的被害があること、動植物の生態けい等、あらゆる被害が想定できます 500m～1km 内に作るなんでもってのほか！老後を実家でゆっくりと考えているのにあまりに無情です。もっと情報を下さい。</p>	<p>事業実施想定区域は、風況が良好で、風力発電機等の輸送ルートが期待できるエリアとして選定しました。 ご意見をいただいたご懸念に関しては、今後、現地調査を実施し、必要に応じ専門家等の指導・助言を踏まえて環境影響の予測を行い、影響を回避、低減するよう環境保全措置を検討していきます。 関係地域にお住まいのみなさまには、法令に基づく環境影響評価の説明会の開催に加えて、適宜説明又は協議の場を設けるなど、事業計画に関する積極的な情報提供及びそれらの十分な説明により、ご理解を頂きながら事業を進めます。</p>
<p>33 この事業を即刻中止していただきたい！ 2 回目の意見書を提出させていただきます。 この計画を知ったのは、2022 年 1 月 31 日のつい先日でした。地元区長、地主にはお話がいったようですが、私にとっては寝耳に水の話でとてもショックでなりません。 生まれ育った設楽町の地を汚すようなことは、やめていただきたい。 ダムで破壊され、今度は風力発電でこの地を汚すのですか！いくら過疎地区ともうせ住民がいます。風力発電が問題視されいやがられているのは、ご存知のはずなのに、そこに設置しようとするのは、生活してる人間、動植物、生態系をもくるわせてしまう巨大な影響があることを承知の上で計画されてるのが許されません。 国道 420 号も道路拡幅工事進行中で豊田市名古屋方面には、アクセスしやすく、コロナ禍で田舎に住もうと考えている方も、こんな巨大なプロペラのある風車が何基もあるところに住もうと思いませんか！事業計画なさってるあなた方は、住みたいと思いませんか？ これでは、過疎化が益々促進されるだけです。あなた方は、それを狙っておられるのでしょうか。 国が SDGs といって、これに乗っかる趣旨はわかりませんが、住民を脅かしてまでプロジェクトを進行させるのは、いかなもののでしょうか？これが SDGs なのですか？ こんな標高の低いところに設置しても、効率が悪いと思います。 国が推し進めているのであれば、国有林地内にどうしてつからないのでしょうか？ 手続きが難しいなど理由になりません。 国有林地内は、広大な敷地樹木もだいたい伐採されています。 標高も高く住民は、全くいない 林道も網の目のようにしかれてあります。条件は、かなり満たされているはずですよ。 居住している場所を、なぜわざわざ選択するのでしょうか。 ダムは、退去させて莫大なお金をたたきつけて、追い出すやり方でした。 今回は、追い出されはしなくても悪環境の中で生活し続けなければなりません。 そういった人的被害に対して、どれだけの補償があるのでしょうか？ 最近、降雨量も極端に多く、広大な敷地を伐採すれば土砂災害も起こりやすくなり益々保水能力がなくなり山が荒れてしまします。 自然を守るのが、SDGs の本来のかたちではありませんか！それより自然林に戻すようなプロジェクトを考えてください。 そうすれば里に動物もこなくなり、コメ農家の人たちにも安心して農業ができるはずですよ。 清らかな清流が保てるはずですよ。豊邦地内では、ニジマス、</p>	<p>ご意見をいただいたご懸念に関しては、今後、現地調査を実施し、必要に応じ専門家等の指導・助言を踏まえて環境影響の予測を行い、影響を回避、低減するよう環境保全措置を検討していきます。 また、事業実施想定区域は、風況が良好で、風力発電機等の輸送ルートが期待できるエリアとして選定しました。 今後、保安林の解除等について関係機関と協議を行い検討していきます。 なお、今後、配慮書の概要をまとめた「あらまし」を当社ウェブサイトに掲載し、縦覧期間後も閲覧及び印刷可能とし、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めます。 設楽町においては、豊邦地区にお住まいのみなさまへ事業概要・配慮書手続きの説明資料を回覧しております。今後も、豊邦地区をはじめ、関係地域にお住まいのみなさまには、法令に基づく環境影響評価の説明会の開催に加えて、適宜説明又は協議の場を設けるなど、事業計画に関する積極的な情報提供及びそれらの十分な説明により、ご理解を頂きながら事業を進めます。</p>

意見の概要	事業者の見解案
<p>鮎、絹姫サーモン等を養殖しています。風力に関係ないとするならば、大雨時の濁り水が悪影響を及ぼすでしょう。</p> <p>私は、所有者の親族もしくは、所有者でもありますので、対象となる豊邦の山の住所（地番）を教えてください。もし共有名義になっている山であれば私、妹もかかわることになりますのでご一報願います。</p> <p>それから保安林になっている個所が対象範囲になっていました。保安林は、外されると伺っておりますが、一部調査対象範囲に入っておりました。いかがなものでしょうか！</p> <p>調査段階でも住民全員に説明があるべきだと思います。地元住民もまだ知らない方がほとんどで、しかも役場で閲覧できるといっても、膨大な資料を一度に読んで把握等できるはずありません。持ち出し、コピー、写真も NG で期間限定！</p> <p>このことすら住民にいきわたっておりません。</p> <p>やったという既成事実をつくるのではなく、住民に理解を示す行動をとってください。</p> <p>中部電力さんという大手の会社が秘かに着々と進行されている様は、フェアではありません。</p> <p>こんな巨大なプロジェクトを計画なされるなら、もっと好条件な土地があるはずですよ。こんな小さな低い山を、狙い撃ちされるのはいかがなものでしょうか？</p> <p>先祖代々続く山を守り継いで穏やかな暮らしをしてきた住民を脅かさないで下さい。</p> <p>このまま穏やかな暮らしを続けさせて下さいと願うばかりです。</p>	
<p>34 降ってわいたような今回の風力発電事業計画であり、地元にとっては大変傲慢な計画進行と感ずるものであります。計画書を閲覧して問題点が多々あります。</p> <p>風車が巨大であり、20 基が林立する、それがもたらす環境への負加は計り知れないものがあり未知の領域と云えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家が周辺に多い (2km 圏内に 291 戸、5～700m に 7 戸もの住宅がある) ・低周波音等が人体に与える影響は？ ・フラッシュシャドウ (羽の影の回転) が人体に与える影響 ・巨樹・植物への影響 (搬入作業路から 10m に杉巨樹) ・鳥類の衝突死 (マガン、ヒシクイ、イヌワシ、クマタカ等) ・水質への影響・悪化 等 <p>環境破壊. 影響が大き過ぎるので止めて欲しい。</p> <p>人間の生活圏に作らず、海上にでも計画したら良いと考えます。</p>	<p>ご意見をいただいたご懸念に関しては、今後、現地調査を実施し、必要に応じ専門家等の指導・助言を踏まえて環境影響の予測を行い、影響を回避、低減するよう環境保全措置を検討していきます。</p> <p>関係地域にお住まいのみなさまには、法令に基づく環境影響評価の説明会の開催に加えて、適宜説明又は協議の場を設けるなど、事業計画に関する積極的な情報提供及びそれらの十分な説明により、ご理解を頂きながら事業を進めます。</p>
<p>35 風力発電による超低周波の影響について、配置によっては重大な影響が生じる可能性があると考えられています</p> <p>各種・生物・鳥類も含め、共存することが大切で人に対する影響も考慮されることを望みます。</p> <p>生態形に守られている私達でありますから、どうぞ充分に考慮の上、持続可能な地域として今後、進んでゆくことの出来る、「もののけ姫」の山と人との対立がなきよう、進めて下さい。お考え下さい。以上のこと、どうぞ宜しくお願い申し上げます。</p> <p>企業の論理、経済の論理だけで進めないで下さい。</p> <p>そこに住むすべての生き物・植物・動物たちに思いを馳せて下さいますよう、お願い申し上げます</p>	<p>ご意見をいただいたご懸念に関しては、今後、現地調査を実施し、必要に応じ専門家等の指導・助言を踏まえて環境影響の予測を行い、影響を回避、低減するよう環境保全措置を検討していきます。</p>
<p>36 地元で情報が混同しているので、早急に「地区説明会」を開催し、不安を取り除いて下さい。</p>	<p>設楽町においては、豊邦地区にお住まいのみなさまへ事業概要・配慮書手続きの説明資料を回覧しております。今後も、豊邦地区をはじめ、関係地域にお住まいのみなさまには、法令に基づく環境影響評価の説明会の開催に加えて、適宜説明又は協議の場を設けるなど、事業計画に関する積極的な情報提供及びそれらの十分な説明により、ご理解を頂きながら事業を進めます。</p>

意見の概要	事業者の見解案
<p>37 環境配慮書の閲覧結果</p> <p>今回環境影響配慮書の閲覧に行き、大変驚いています。通常環境アセスを進める上では縦覧場所には事業の概要、事業位置図が記載された資料（説明パンフ）が用意されており、その資料を基にさらなる詳細内容は縦覧にかけられている報告書にて確認するという形態をとります。</p> <p>今回貴社のこの事業に関する縦覧においては閲覧者にいかなる資料も用意されてなく、挙句に地図のコピーも拒否されました。</p> <p>環境配慮書に添付されている図面は小縮尺の図面であり、閲覧場所において眺めているだけでは事業箇所の位置も把握できません。</p> <p>どのエリアに風力発電施設の建設予定をしているのかの情報も開示しないで地域環境の保全に対する意見を提案することは不可能です。</p> <p>本来環境アセスを行う意味は事業予定地周辺における地域環境を事前に調査すると共に施設建設中、施設稼働時における影響を予測し、実際に施設の建設中、稼働時に環境にどのような影響を与えたのかを継続的に調査していくものであります。</p> <p>地域環境の現況を最も知っているのは地域住民であり、その変化をいち早く知りえるのも地域住民あります。</p> <p>冒頭であげた資料を地域住民に配布すると共に縦覧図書は随時閲覧できることを要望します。</p>	<p>今後、配慮書の概要をまとめた「あらし」を当社ウェブサイトに掲載し、縦覧期間後も閲覧及び印刷可能とし、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めます。</p>
<p>38 巨大風力発電の「環境配慮書」の縦覧ということですが、これまでの風力発電施設とは違って格段に大きくなっています。風車の羽根の大きさが直径 130m、支柱付きの最大高は200mと巨大です。それが20基も林立する。そんな巨大風力発電施設を住宅地が近くにあるのに立てるといふ。最短で500m、2km 圏内に 291 戸もの住宅がある所になぜ計画するのか。健康被害がまず予想されます。従来のこれより小規模の風力発電でも健康被害が出ているのに、こんな巨大な風力なんてとんでもないです。初めから計画すべきではない。もっと人家から離れた海岸とか洋上とかにすべきです。これまでの中電の風力発電所の最大のもが御前崎風力で最大出力 22,000kW だそうです。今回の物はその 4 倍近くなる 86,000kW です。一気に発電規模を大きくするのであればそれに見合った住宅との距離を大きく取るのは常識でしょう。住民軽視もはなはだしい。初めから計画すべきではありません。撤回すべきです。</p>	<p>ご意見をいただいたご懸念に関しては、今後、現地調査を実施し、必要に応じ専門家等の指導・助言を踏まえて環境影響の予測を行い、影響を回避、低減するよう環境保全措置を検討していきます。</p> <p>関係地域にお住まいのみなさまには、法令に基づく環境影響評価の説明会の開催に加えて、適宜説明又は協議の場を設けるなど、事業計画に関する積極的な情報提供及びそれらの十分な説明により、ご理解を頂きながら事業を進めます。</p>

意見の概要	事業者の見解案
<p>39 騒音及び超低周波音の評価結果について、風力発電機想定範囲から、2km 以内に住宅等が 291 戸存在し、騒音及び超低周波音による重大な影響が生じる可能性があるとなっているが、住宅等からの距離に留意して検討することにより重大な影響を回避又は低減できる可能性があるとも言っている…本当でしょうか？つくらないことが一番影響がなくていいのではないですか</p> <p>また、配慮が特に必要な施設（今回の場合は小学校）が離れていれば大丈夫と言っているようにも見えます。住宅等は特に配慮が必要ないのですか？本当に住宅等から 500m あれば安全なのですか？何かあってからでは遅いです。</p> <p>他にも自然生態系への影響も心配です。そもそも風力発電は必要ですか？つくらないと電力が足りなくなるのですか？設楽町への説明会は必須です。</p> <p>設楽町はこの風力発電事業の配慮書を受けてどう対応していくのでしょうか？</p> <p>設楽町総合計画では</p> <p>II 森と水が活きる環境再生のまちづくり</p> <p>IV 安全で快適な暮らしやすいまちづくり</p> <p>という行動指針を掲げていますので、これらもよく考えていただけたらと思います。</p> <p>また、設楽町として事業者の説明会を実施するよう進めてください。</p>	<p>ご意見をいただいたご懸念に関しては、今後、現地調査を実施し、必要に応じ専門家等の指導・助言を踏まえて環境影響の予測を行い、影響を回避、低減するよう環境保全措置を検討していきます。</p> <p>設楽町においては、豊邦地区にお住まいのみなさまへ事業概要・配慮書手続きの説明資料を回覧しております。今後も、豊邦地区をはじめ、関係地域にお住まいのみなさまには、法令に基づく環境影響評価の説明会の開催に加えて、適宜説明又は協議の場を設けるなど、事業計画に関する積極的な情報提供及びそれらの十分な説明により、ご理解を頂きながら事業を進めます。</p>
<p>40 風力発電は耳に聞こえない低周波の影響でいろいろな健康被害を引き起こし、それだけでなく自然環境と景観に影響を与えます。</p> <p>山を崩して道路を作って大きな風力発電が建つことは環境破壊です。</p> <p>本当の自然エネルギーは自然環境を壊してするものでしょうか。</p> <p>私は、自然豊かな設楽町が好きで一昨年、移住してきました。今のままの自然環境であってほしいです。</p> <p>風力発電を建てる予定としている地区の方が 1 人でも反対しているのであれば計画を撤回してください。お願いします!!</p>	<p>ご意見をいただいたご懸念に関しては、今後、現地調査を実施し、必要に応じ専門家等の指導・助言を踏まえて環境影響の予測を行い、影響を回避、低減するよう環境保全措置を検討していきます。</p> <p>関係地域にお住まいのみなさまには、法令に基づく環境影響評価の説明会の開催に加えて、適宜説明又は協議の場を設けるなど、事業計画に関する積極的な情報提供及びそれらの十分な説明により、ご理解を頂きながら事業を進めます。</p>
<p>41 僕は風力発電建設に反対です。</p> <p>毎年僕の住む場所では、春になると、アカショウビンという鳥の音が聞こえ、今年もきたな～と感じます。この他にも、天然記念物であるオオタカや野ウサギなど沢山の生き物が生息し、自然豊かな場所です。</p> <p>風力発電建設により、自然破壊されるのは確かなことです。</p> <p>また、低周波によって、人体に悪影響を及ぼす報告も聞いております。僕は、この自然豊かな豊邦が大好きです。</p> <p>どうか、風力発電を建設しないでください。</p>	<p>ご意見をいただいたご懸念に関しては、今後、現地調査を実施し、必要に応じ専門家等の指導・助言を踏まえて環境影響の予測を行い、影響を回避、低減するよう環境保全措置を検討していきます。</p> <p>関係地域にお住まいのみなさまには、法令に基づく環境影響評価の説明会の開催に加えて、適宜説明又は協議の場を設けるなど、事業計画に関する積極的な情報提供及びそれらの十分な説明により、ご理解を頂きながら事業を進めます。</p>
<p>42 一住民として意見</p> <p>一度区民に説明をお願いしたい。</p>	<p>関係地域にお住まいのみなさまには、法令に基づく環境影響評価の説明会の開催に加えて、適宜説明又は協議の場を設けるなど、事業計画に関する積極的な情報提供及びそれらの十分な説明により、ご理解を頂きながら事業を進めます。</p>
<p>43 風力発電機設置想定範囲から住宅等までの最短距離は約 0.5km、2km の範囲には 291 戸もの住宅があるということで、騒音や超低周波音による人体への影響がとても心配です。高齢化が進む地域ですが小学校へ通う子どもも生活しています。この先も長くこの地で生活していく上で風力発電と共存していくことは考えられません。</p> <p>また、建設にあたって基礎工事では莫大な土砂で谷や沢が埋め立てられることになると思います。自然豊かなこの地が破壊されてしまうのは非常に残念です。</p> <p>新城・設楽風力発電事業の計画の白紙撤回を求めます。</p>	<p>ご意見をいただいたご懸念に関しては、今後、現地調査を実施し、必要に応じ専門家等の指導・助言を踏まえて環境影響の予測を行い、影響を回避、低減するよう環境保全措置を検討していきます。</p> <p>関係地域にお住まいのみなさまには、法令に基づく環境影響評価の説明会の開催に加えて、適宜説明又は協議の場を設けるなど、事業計画に関する積極的な情報提供及びそれらの十分な説明により、ご理解を頂きながら事業を進めます。</p>

意見の概要	事業者の見解案
<p>44 先日は、担当の A さんがたいへんご丁寧に対応して下さりありがとうございました。 プロベラ設置予定地について調べましたら、私の実家の山が入っていました。 先祖が永年かけて育てた山林が犠牲になるのは絶対に許せません。 設置条件の3つ ①風 ②住居がない③林道とおっしゃっておりましたが、これらの場所は、山が低く風の条件は良くないです。そして、半径 1.5km 以内に住居があります。林道は木を運ぶために作った道で、つまり収入になる山林を現在も育てているということです。計画されている予定地の設置は、以上の理由故、絶対に絶対に反対です。私の名義の土地に関しては調査も固くお断り申し上げます。</p>	<p>ご意見をいただいたご懸念に関しては、今後、現地調査を実施し、必要に応じ専門家等の指導・助言を踏まえて環境影響の予測を行い、影響を回避、低減するよう環境保全措置を検討していきます。 関係地域にお住まいのみなさまには、法令に基づく環境影響評価の説明会の開催に加えて、適宜説明又は協議の場を設けるなど、事業計画に関する積極的な情報提供及びそれらの十分な説明により、ご理解を頂きながら事業を進めます。</p>
<p>45 風力発電を否定する心算はない、原発は福島に見る通り事故は可能性がゼロではなく、人として可動することは許すことが出来ない。 風力は否定せぬが場所が問題だ。風力発電で鳥が犠牲になることが余り知らされていない。 今回の事業は鳥の多く棲息する場所である。 かも鹿やクマタカ etc の棲息地でもある 勿論的被害も当然考えれば計画地が適地であるとは云えない</p>	<p>事業実施想定区域は、風況が良好で、風力発電機等の輸送ルートの確保が期待できるエリアとして選定しました。 ご意見をいただいたご懸念に関しては、今後、現地調査を実施し、必要に応じ専門家等の指導・助言を踏まえて環境影響の予測を行い、影響を回避、低減するよう環境保全措置を検討していきます。</p>
<p>46 豊かな自然は地域の宝です。身近かな自然（動植物など）を知ることが、SDGs の 15 を守るための第一歩になります。豊田市にはレッドデータブックがなく近隣自治体の動植物の調査データはとても貴重な資料です。トヨタテストコースの環境影響評価書、準備書、事後報告書などのように閲覧期間終了後も地元の図書館や交流館図書室に置いていただき住民が借りられるようにしていただきたい。持続可能な開発事業が 20 年後 30 年後にも検証できるようにすることが大切です。貴重な冊紙資料が有効活用されることを望みます。</p>	<p>今後、配慮書の概要をまとめた「あらまし」を当社ウェブサイトに掲載し、縦覧期間後も閲覧及び印刷可能とし、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めます。</p>
<p>47 1. コウモリの生息地の保全について イヌワシ・クマタカの生息地には配慮されているようだが、最近では、夜の空を移動するコウモリも風車の羽根にぶつかって傷ついたり、命を落とすことがわかってきたそうです。 事業地にはキクガシラコウモリ、チチブコウモリ、ノレンコウモリなどの絶滅危惧種が 9 種確認されています。絶滅危惧種の保全が確実に実施できない事業は見直しが必要です。 コロナ感染症の原因は乱開発によるコウモリなどの生息環境の破壊にあると考えられています。</p>	<p>動物への影響については、今後、現地調査を実施し、必要に応じ専門家等の指導・助言を踏まえて環境影響の予測を行い、影響を回避、低減するよう環境保全措置を検討していきます。</p>
<p>48 2. トンボの生息地の保全について トンボの絶滅危惧種が多く確認されています。中でもマダラナニワは、大阪の自生地は絶滅したそうです。残された中部地方の自生地は保全する必要があります。確実に保全できないのなら中止するべきだと思います。2020 愛知目標は達成されておらず 2030 に向けて。 (※No.2 の 2 トンボの生息地の項 自生地→生息地に変更して下さい。)</p>	

意見の概要	事業者の見解案
<p>49 3. ラン科の生育地の保全について イワチドリ、クマガイソウ、マヤラン、フウラン、サギソウ、トキソウ、ウチョウランなど重要種が 34 種も確認されています。ラン科の植物にはマヤランなどの菌従属栄養のラン。ムカデラン、カシノキラン、フウランなどの樹上に着生するラン。サギソウ、トキソウ、ミズチドリなど湿地に生育するラン。イワチドリ、マメヅタランなど空中湿度が高い岩場に生育するランなどいろいろな生態系の多様性の保全が持続的に確実に行なう必要がある。SDGs15 の目標は、2020 年には達成できていない。特に 15 の 5 では「自然生息・生育地の劣化を抑え、生物多様性の損失を止め、2020 年までに絶滅危惧種を保護して絶滅を防ぐため、緊急かつ有効な対策を取る。」とされている。(未来をつくる道具わたしたちの SDGs 川延昌弘 著 ナツメ社より) ラン科植物の宝庫は地域の宝、大切な景観です。周りの自然公園で保護されているから大丈夫と言わないで欲しい。自然保護区に指定して開発は止めるべきです。地球を守るための再生エネルギーが豊かな自然を破壊することにならないように！</p>	<p>植物への影響については、今後、現地調査を実施し、必要に応じ専門家等の指導・助言を踏まえて環境影響の予測を行い、影響を回避、低減するよう環境保全措置を検討していきます。</p>
<p>50 4. 猛毒の枯葉剤「2・4・5 トリクロロフェノキシ酢酸」について 全国の山林に埋められている問題が明らかになっています。設楽町にも 1 ケ所あるそうですが開発地の周辺の可能性はありませんか？ 20 年の熊本豪雨では埋設置近くで土砂崩れが発生し流出の危険性が指摘されています。林野庁が安全な掘削工法を検討中とのことです。早急に林野庁に確認して欲しい。</p>	<p>ご意見について情報の収集に努めます。</p>

意見の概要	事業者の見解案
<p>51. 5. 愛知県環境影響評価委員会について</p> <p>大企業のバワハラ自殺、学校でのいじめによる自殺、国の公文書改ざん、データねつ造、最近ではNHKの虚偽字幕の問題など隠ぺい体質は国民の信頼を裏切ってばかりの時代になっています。</p> <p>トヨタテストコースの環境影響評価書には「環境保全措置を確実に実施する」「人の手によって維持管理されてきた里山の維持管理が課題」「生物多様性・生態系保全のために事業地内で種を採り緑化する」「緑化にできる限り表土を利用」「従業員による水田耕作」「サシバのためにアカマツ林、落葉広葉樹林を適切に維持管理」「調整池周辺で草地、湿地環境の創出」「草本の移植は、移植先のかく乱を考慮し、行なわない」などが記載されています。</p> <p>しかし、行なわれたのはアカガシ、スダジイなどの事業地を特徴づける郷土種が含まれず、わずか20種あまり。(堤工場の緑化には55種)で巴川ではなく矢作川下流の岡崎市東公園でどんぐりを採取。</p> <p>毎年のように指標を越えた水質(濁度)により、水田に入る水が濁り、魚もたくさん死んだと聞いている。カワバタモロコも消えた。環境保全地区のメダカも減っていた。一方ホトケドジョウだけが激増。</p> <p>また、環境保全地区のキキョウ、オミナエシ、メガルカヤ、オガルカヤの草地がマツムシソウの花壇になっていた。21年の住民見学会においては「事業地の7割は手つかずの自然」と説明されており、「里山」が10年後には「手つかずの自然」になっています。保全とは見守ること？</p> <p>知事・豊田市長ともに『里山は人が継続的に手入れをすることで維持されてきたことから環境保全のための措置に記載のとおり生物多様性に配慮した持続的な管理をすること』と準備書に対する意見を述べておられる。個体の保護より生息・生育地を守る方が大事です。</p> <p>トヨタ自動車は「子どもたちがどんぐりの苗を育て植栽」「工場で大規模なビオトープや郷土種による緑化」など環境を保全しているポーズを作っていますが、草地のキキョウやカヤネズミ、湿地のメダカ、アカハライモリ、ヒメタイコウチ、ミズオオバコなど多くの生きものを生き埋めにした事実は帳消しにはならない。小面積皆伐した落葉広葉樹林も若齢広葉樹林にはなっていないと思う。下草刈りや常緑樹の伐採が行われなければ藪になり、コナラの稚樹は育たない。</p> <p>県の環境影響評価委員会が報告書だけでなく、現地調査などを実施し、しっかり監視、指導できないのならSDGsのスローガンだけで終わり、2030年の目標も達成できないことは明らかではないでしょうか？</p>	<p>本事業の環境影響評価は、環境影響評価法並びに愛知県環境影響評価条例に基づき、手続きを進めていきます。</p>

	意見の概要		事業者の見解案
52	<p>森林の大規模な破壊を伴う、再生可能エネルギー開発は地球温暖化対策としては本末転倒であり、計画されている事業は、生物多様性保全、水源保全及び近隣住民の生活の保全の観点から白紙撤回していただきたいです。</p> <p>大規模な風力発電開発は、巨大な風車建設と建設に利用する道路の整備のために、森のもっともデリケート場部分である尾根筋を大規模に伐採し、切土盛土により大きく改変させてしまうもので、森林生態系や保水力を劣化させ、壊滅的なダメージを与えます。</p> <p>対象地域は、人工林が多い場所ですが、矢作川や豊川の流域にあたり、周囲に愛知高原国定公園や段戸愛知県立自然公園があり、対象地域も一部は国定公園に含まれます。このような場所は、将来的には人工林部分で林業に不向きな場所を自然林に戻す等して、国定公園や自然公園と一体として保全すべき場所です。クマタカやイワシの生息確認エリアとも近接しています。</p> <p>また、計画地である新城市設楽地域は土砂災害の危険性も高い地域であり、計画対象区域には保安林や砂防指定地、土砂災害警戒区域、土砂災害警戒溪流なども含まれており、尾根筋の大規模な開発は災害の危険も高めます。そもそも山林を伐採しての巨大な風力発電建設は、日本のような急峻な地形で、雨も多い地域では、不向きです。</p> <p>風車建設予定地 2 キロ圏内には民家があり、生活被害も懸念されます。</p> <p>再生可能エネルギーの推進が必要であるとしても、森林を大規模に破壊してまで進めるべきではなく、電力消費地である都市の近くで発電ができるようにしていくべきです。</p> <p>日本の電力供給を担う責任ある会社として、中部電力には、森林や地域住民の生活を破壊しない形での再生可能エネルギー開発を進めていただきたいです。</p> <p>なお、対象事業では、風車建設や道路の整備のため伐採される森林が何 ha くらいになる見込みか、切土盛土はどの程度するのかについての情報を開示いただきたいです。</p> <p>また、配慮書がダウンロードできない形になっていますが、計画をしっかりと検討する上で配慮書の丁寧な検討が必要であり、ダウンロードは不可欠である。また、開発計画の環境に与える影響について、広く国民の意見も踏まえながら検討し、評価をするという環境影響評価法の趣旨から外れるものであり、ダウンロードできるようにすべきです。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>伐採される森林の面積ならびに切土盛土の程度については、風力発電機位置、造成計画および輸送計画が決定していないため、お示しすることができません。</p> <p>また、配慮書の概要をまとめた「あらまし」を当社ウェブサイトに掲載し、縦覧期間後も閲覧及び印刷可能とし、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めます。</p> <p>ご意見をいただいたご懸念に関しては、今後、現地調査を実施し、必要に応じ専門家等の指導・助言を踏まえて環境影響の予測を行い、影響を回避、低減するよう環境保全措置を検討していきます。</p> <p>関係地域にお住まいのみなさまには、法令に基づく環境影響評価の説明会の開催に加えて、適宜説明又は協議の場を設けるなど、事業計画に関する積極的な情報提供及びそれらの十分な説明により、ご理解を頂きながら事業を進めます。</p>	

	意見の概要		事業者の見解案
53	<p>森林の大規模な破壊を伴う、再生可能エネルギー開発は地球温暖化対策としては本末転倒であり、計画されている事業は、生物多様性保全、水源保全及び近隣住民の生活の保全の観点から白紙撤回していただきたいです。</p> <p>大規模な風力発電開発は、巨大な風車建設と建設に利用する道路の整備のために、森のもっともデリケートな部分である尾根筋を大規模に伐採し、切土盛土により大きく改変させてしまうもので、森林生態系や保水力を劣化させ、壊滅的なダメージを与えます。</p> <p>対象地域は、人工林が多い場所ですが、矢作川や豊川の流域にあたり、周囲に愛知高原国定公園や段戸愛知県立自然公園があり、対象地域も一部は国定公園に含まれます。このような場所は、将来的には人工林部分で林業に不向きな場所を自然林に戻す等して、国定公園や自然公園と一体として保全すべき場所です。クマタカやイワシの生息確認エリアとも近接しています。</p> <p>また、計画地である新城市、設楽町は土砂災害の危険性も高い地域であり、計画対象区域には保安林や砂防指定地、土砂災害警戒区域、土砂災害警戒溪流なども含まれており、尾根筋の大規模な開発は災害の危険も高めます。そもそも山林を伐採しての巨大な風力発電建設は、日本のような急峻な地形で、雨も多い地域では、不向きです。</p> <p>風車建設予定地2キロ圏内には民家があり、生活被害も懸念されます。</p> <p>再生可能エネルギーの推進が必要であるとしても、森林を大規模に破壊してまで進めるべきではなく、電力消費地である都市の近くで発電ができるようにしていくべきです。</p> <p>日本の電力供給を担う責任ある会社として、中部電力には、森林や地域住民の生活を破壊しない形での再生可能エネルギー開発を進めていただきたいです。</p> <p>なお、対象事業では、風車建設や道路の整備のため伐採される森林が何haくらいになる見込みか、切土盛土はどの程度するのかについての情報を開示いただきたいです。</p> <p>また、配慮書がダウンロードできない形になっていますが、計画をしっかりと検討する上で配慮書の丁寧な検討が必要であり、ダウンロードは不可欠です。</p> <p>このような環境影響評価のあり方は、開発計画の環境に与える影響について、広く国民の意見も踏まえながら検討し、評価をするという環境影響評価法の趣旨から外れるものであり、ダウンロードできるようにすべきです。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>		<p>伐採される森林の面積ならびに切土盛土の程度については、風力発電機位置、造成計画および輸送計画が決定していないため、お示しすることができません。</p> <p>また、配慮書の概要をまとめた「あらまし」を当社ウェブサイトに掲載し、縦覧期間後も閲覧及び印刷可能とし、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めます。</p> <p>ご意見をいただいたご懸念に関しては、今後、現地調査を実施し、必要に応じ専門家等の指導・助言を踏まえて環境影響の予測を行い、影響を回避、低減するよう環境保全措置を検討していきます。</p> <p>関係地域にお住まいのみなさまには、法令に基づく環境影響評価の説明会の開催に加えて、適宜説明又は協議の場を設けるなど、事業計画に関する積極的な情報提供及びそれらの十分な説明により、ご理解を頂きながら事業を進めます。</p>

意見の概要	事業者の見解案
<p>54 森林の大規模な破壊を伴う、再生可能エネルギー開発は地球温暖化対策としては本末転倒であり、計画されている事業は、生物多様性保全、水源保全及び近隣住民の生活の保全の観点から白紙撤回していただきたいです。</p> <p>大規模な風力発電開発は、巨大な風車建設と建設に利用する道路の整備のために、森のもっともデリケート場部分である尾根筋を大規模に伐採し、切土盛土により大きく改変させてしまうもので、森林生態系や保水力を劣化させ、壊滅的なダメージを与えます。</p> <p>対象地域は、人工林が多い場所ですが、矢作川や豊川の流域にあたり、周囲に愛知高原国定公園や段戸愛知県立自然公園があり、対象地域も一部は国定公園に含まれます。このような場所は、将来的には人工林部分で林業に不向きな場所を自然林に戻す等して、国定公園や自然公園と一体として保全すべき場所です。クマタカやイワシの生息確認エリアとも近接しています。</p> <p>また、計画地である新城市、設楽町は土砂災害の危険性も高い地域であり、計画対象区域には保安林や砂防指定地、土砂災害警戒区域、土砂災害警戒溪流なども含まれており、尾根筋の大規模な開発は災害の危険も高めます。そもそも山林を伐採しての巨大な風力発電建設は、日本のような急峻な地形で、雨も多い地域では、不向きです。</p> <p>風車建設予定地2キロ圏内には民家があり、生活被害も懸念されます。</p> <p>再生可能エネルギーの推進が必要であるとしても、森林を大規模に破壊してまで進めるべきではなく、電力消費地である都市の近くで発電ができるようにしていくべきです。</p> <p>日本の電力供給を担う責任ある会社として、中部電力には、森林や地域住民の生活を破壊しない形での再生可能エネルギー開発を進めていただきたいです。</p> <p>なお、対象事業では、風車建設や道路の整備のため伐採される森林が何haくらいになる見込みか、切土盛土はどの程度するのかについての情報を開示いただきたいです。</p> <p>また、配慮書がダウンロードできない形になっていますが、計画をしっかり検討する上で配慮書の丁寧な検討が必要であり、ダウンロードは不可欠です。</p> <p>また、開発計画の環境に与える影響について、広く国民の意見も踏まえながら検討し、評価するという環境影響評価法の趣旨から外れるものであり、ダウンロードできるようにすべきです。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>伐採される森林の面積ならびに切土盛土の程度については、風力発電機位置、造成計画および輸送計画が決定していないため、お示しすることができません。</p> <p>また、配慮書の概要をまとめた「あらまし」を当社ウェブサイトに掲載し、縦覧期間後も閲覧及び印刷可能とし、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めます。</p> <p>ご意見をいただいたご懸念に関しては、今後、現地調査を実施し、必要に応じ専門家等の指導・助言を踏まえて環境影響の予測を行い、影響を回避、低減するよう環境保全措置を検討していきます。</p> <p>関係地域にお住まいのみなさまには、法令に基づく環境影響評価の説明会の開催に加えて、適宜説明又は協議の場を設けるなど、事業計画に関する積極的な情報提供及びそれらの十分な説明により、ご理解を頂きながら事業を進めます。</p>
<p>55 ・森林の破壊をしての再生エネルギー開発は地球温暖化対策としては何の対策にもならないです。</p> <p>水源保全、生物保全の観点から中止していただきたいです。</p> <p>・風力発電開発は森の伐採を必要とし森林生態系、保水力を劣化させダメージを与えます。</p> <p>森林を破壊して進めるべきではないと思います。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>ご意見をいただいたご懸念に関しては、今後、現地調査を実施し、必要に応じ専門家等の指導・助言を踏まえて環境影響の予測を行い、影響を回避、低減するよう環境保全措置を検討していきます。</p> <p>関係地域にお住まいのみなさまには、法令に基づく環境影響評価の説明会の開催に加えて、適宜説明又は協議の場を設けるなど、事業計画に関する積極的な情報提供及びそれらの十分な説明により、ご理解を頂きながら事業を進めます。</p>

意見の概要	事業者の見解案
56 ①希少種、クマタカの活動域であり、風車への衝突による個体数の減少、生息範囲の分断や縮少が懸念されることから、十分な期間とカバー面積の影響調査を行うよう、求めます。十分な期間とは、少なくとも3年間以上の継続した調査であること。また調査面積は計画地全体を含み、その3倍程度の領域にわたる調査であること。	クマタカについては、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省、平成24年)及び専門家等からの助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行います。
57 ②2km以内に居住する人々に、十分な広報を行なった上、意見を聴くこと。	関係地域にお住まいのみなさまには、法令に基づく環境影響評価の説明会の開催に加えて、適宜説明又は協議の場を設けるなど、事業計画に関する積極的な情報提供及びそれらの十分な説明により、ご理解を頂きながら事業を進めます。
58 ③急傾斜地に隣接しており、十分な安全距離を確保した開発(道路/進入路、および風車の設置、送電設備の設置等)に留意すること。	今後の調査及び設計に基づき、関係機関と協議を行い、事業計画を検討していきます。
59 ④開発計画が進むことになる場合には、地元の住民が出資も含めて参加できる形の“発電会社”とする方向を選択して欲しい。	運営会社等について、今後、検討していきます。

※意見の概要中の図表については、省略させていただきました。

以上